

市施設の再開方針（令和3年10月1日から）

1 方針

本市における新型コロナウイルスの新規感染者数は、8月中旬以降、大幅に減少し、入院受入医療機関の体制も改善しつつある。また、9月30日をもって新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言が終了することとなった。このため、これまで休止してきた施設においては、以下のとおり、再開することとするが、再び感染が拡大することを防ぐため、市施設においては、下記のとおり措置を実施する。

2 再開日等について

(1) 再開日

令和3年10月1日から

(2) 再開施設

別紙2「再開施設一覧表」のとおり

(3) 施設の利用について

・市外居住者の利用について

これまで市民のみの利用に制限してきた施設については、市外居住者の利用も許可する。

・収容率について

大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合は、100%以内とする。
大声での歓声・声援等が想定される場合は、50%以内とする。

（詳細は、別紙3「イベント開催方針」(5)施設収容率についてを参照）

・利用のキャンセルについて

自粛によるキャンセルについては、キャンセル料やペナルティーを科さないとともに、料金収納済みの場合は還付に応じる。

3 施設における酒類の提供等について

・全公共施設内の食品衛生法に基づく許可を受けた飲食店等においては、神奈川県マスク飲食実施店認証制度による認証を受けていない限り、酒類の提供は終日禁止する。

・前記以外の施設内店舗における酒類の販売については、見合わせるよう働きかけを行う。

・施設内における集団での飲酒など感染リスクの高い行動については、注意喚起や自粛するよう働きかけを行う。

4 施設への入場整理について

大規模な集客施設において、施設内に混雑が生じることのないよう、集客に応じた入場制限などの「入場整理」を徹底する。